

女性と貧困

宮本 みち子

放送大学・副学長

はじめに

労働力人口の減少の懸念が強まるなかで、労働力としての女性への期待がこれまでになく高まっている。主な稼ぎ手として夫が生計を支え、妻は家計補助者としてパートタイマーとして就労するというこれまでの政策上の位置づけは変化しつつある。実際、働く女性の数は増加を続けているが、その多くが不安定な低賃金労働者であり、しかも非婚単身者やひとり親の女性が多く含まれている。男女共同参画政策は、このような実態にもっと目を向ける必要がある。

貧困化する女性が増加していく社会は2つの点で大きな危惧を感じざるをえない。ひとつは、貧困化する母子世帯が増加しているからである。母親の貧困化は子どもの貧困化と一体であり、子ども期の貧困は生涯にわたってマイナスの影響を及ぼす確率が高い。もう一つは、家族をもてない低所得で

社会的にも孤立する中年期・高齢期の女性の増加につながると予測されるからである。この2つの問題は女性や子どもの人権侵害ともいえる問題であり放置することはできない。また放置すれば将来にわたって当人だけでなく社会全体に悪影響を及ぼすであろう。

非正規雇用化する若年男性の社会的孤立や貧困問題に関しては多くの議論があったが、実は若年女性の非正規雇用者化は男性を大幅に上回って進み、女性のなかでもとくに不利な状況におかれた女性たちの貧困化と下層化が際立った。しかし、そのような問題は男性の陰に隠れてしまい、社会問題として認識されることなく現在に至っている。

日本では長らく貧困問題は不可視化されていて、社会問題としての位置づけから姿を消していた。しかし、1990年代の末頃から非正規雇用で働く人々が若年層を中心に増加し、なかでも非正規雇用の若年女性の増加が顕著であった。それと密接につながる子どもの貧困が顕在化して現在に至っている。これらの女性たちの特徴を、「労働と家庭からの排除」ととらえると、今直面している現象の特性が明確になる。ここでいう家庭からの排除は、結婚(家族形成)からの排除だけではなく、彼女らの出自家族(多くは親のいる実家)のなかでの排除と、出自家族自体の社会からの排除を含んでいる。また、労働からの排除は、人として生計を営むに足りる安定した仕事と収入の世界からの排除を指している。

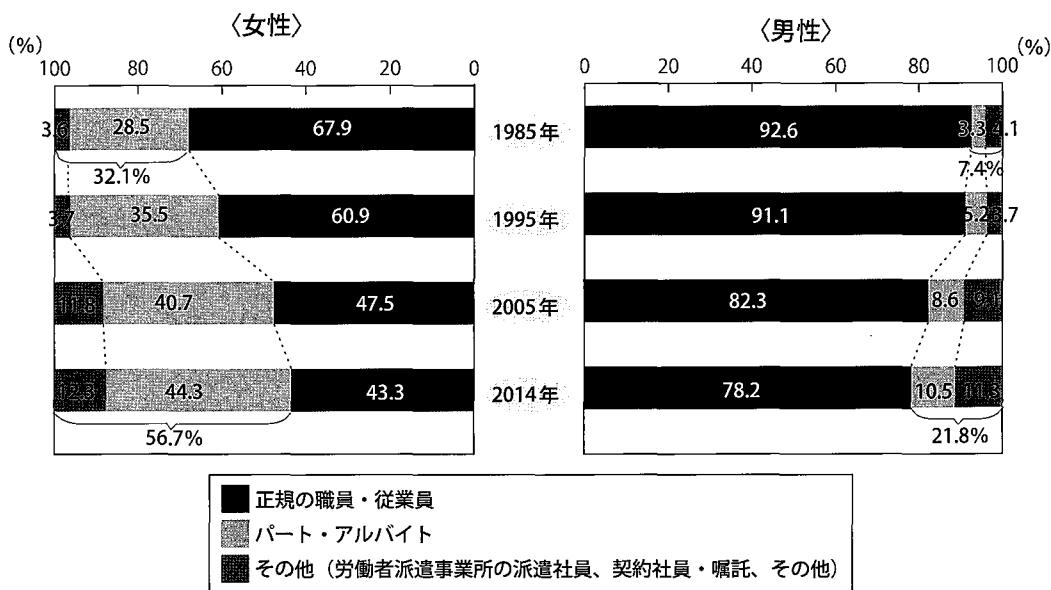
みやもと みちこ

お茶の水女子大学大学院修士課程修了。社会学博士。

一億総活躍国民会議民間議員、労働政策審議会委員、社会保障審議会委員。

近著に『下層化する女性たち—労働と家庭からの排除と貧困』(編著 2015)、『すべての若者が生きられる未来を—家族・教育・仕事からの排除に抗して』(編著 2015)。

図1 雇用者(役員を除く)の雇用形態別構成割合の推移(男女別)



(備考) 1. 1985年と1995年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

2. 「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員(パート・アルバイト及びその他)」の合計値に対する割合。なお、小数点第二位を四捨五入しているため、内訳の計が100%とならないことがある。

出所:「男女共同参画白書 平成26年版」。

日本における女性の貧困化・下層化

男性労働力が豊富にある状況の下では、女性の就労化を進めるための環境整備は社会政策とはなりにくく、1985年の男女雇用機会均等法は、日本型の男性並み労働ができる限られた女性の社会的地位と所得を上げた一方で、その条件に合致しない既婚女性を正規の労働市場から脱落させる結果となった。しかしその一方で、非正規雇用で働く女性の数はその後一貫して増加を続けた(図1)。女性非正規雇用労働者の増加である。

2000年代に入るとこれまでの均衡が崩れ、一家の支え手である配偶者を得ることのできない女性が増加した。非婚化は経済格差と一体となって進んだのである。女性雇用者数は、1997年から2007年の10年間に254万人増加した。ところがその内訳をみると、女性正社員は123万人減少する一方で、女性非正社員が377万人増加し、非正規労働で働く女性が増加したのである。

その結果、女性雇用者のうち非正社員の割合は、41%から55%へ上昇した。既婚者、未婚者別

にみると、既婚女性の場合は正社員が47万人減少する一方で、非正社員が183万人増加した。また、未婚女性の場合は、正社員が76万人減少する一方で、非正社員が194万人増加した。日本が欧米諸国と異なるのは、女性の労働市場への参入者が増加した時期が、安定した雇用の減少する時期と重なったことであった。そのため、一機に女性非正規雇用者の増加となったのである。

1980年代の非正規労働は、その大半が主婦のパートタイマーであり、非正規労働の問題は既婚女性の労働問題であった。「女性労働の家族依存モデル(女性が家族に包摂されることを前提に女性労働を組み立てるモデル)」が、若い男性にまで広がってきたために、問題は若い男性に焦点化されることになったのである。

中央大学の山田昌弘氏は、ニューエコノミーへの構造転換と女性の社会進出とのタイミングの問題が日本の女性労働の位置づけをあいまいにしているという(小杉・宮本2015;第1章)。欧米の場合、女性解放運動が活発化したのは1960年代後半だったが、この時点では雇用労働はフルタイムが一般的であり、労働への包摂が可能だった時期に女

性の労働による自立がめざされたのである。ニューエコノミーの浸透による非正規労働の拡大はこの後に起こり、低賃金不安定労働の拡大に対する社会政策的対応はジェンダーの別なく展開された。

これに対して、日本では、男女雇用機会均等法の成立は1985年で、女性が正社員として働き続けることを目指す動きと非正規雇用の拡大が、90年代に同時に生じるようになった。労働での包摂が難しくなる時期に労働での包摂をめざすという矛盾した状況に陥ったのである。その結果、総合職正社員のように将来的にも自立可能な若年女性が増える一方で、不安定雇用で低収入の女性も増え、女性間の格差が拡大した。

しかも、女性のおかれた環境の変化は労働の世界とともに家庭という世界でも生じた。結婚して自分自身の家族を形成することが自明のことではなくなったのである。

労働と家庭からの排除

1990年代以後の社会変化は女性の生活保障の枠組みを大幅に変えた。結婚に関していえば、自由度と選択性が高まる一方で、結婚(家族形成)できない人々が急増した。非婚化は若い男性に顕著だったが、そのことは当然のこととして結婚できない女性たちを生んだ。女性の生涯未婚率および子なし率は上昇を続けているが、将来、経済的に不安定で親族も少ない女性が増加する時代がくるのではないかと懸念される。

就労に関していえば、男女雇用機会均等法施行以後、労働市場の需要の高まりのなかで女性の就労化は進んだが、一握りの恵まれた働く女性たちの対極に、非正規・低賃金の女性労働者が増加したことはすでに見た通りである。貧困化する女性たちはまさしく構造的制約のなかで、セーフティ・ネットのない状態に落ち込んでいる。

不安定就労の拡大に関しては女性に特有の状況がある。若年女性の労働者・職業人としての自立は複雑である。一方で、労働市場では女性労働を求めるプル要因が働く。ところが稼ぎ手として社会

的に承認を受ける男性と違い、女性には常にジェンダー役割が負わされる。家族の世話や介護は、家族の状況のなかで期待されることが多く、女性の自立を阻む。しかも下層にしばしばみられるのは、家族内における娘に対する家父長的支配であり、経済的・非経済的収奪にさらされる。さらに職場でも性的ハラスメントやパワーハラスメントの対象となりやすい。つまり、女性はあらゆるところでさまざまな形態の暴力にさらされている(小杉・宮本2015;第4章、第5章、第6章、第7章)。

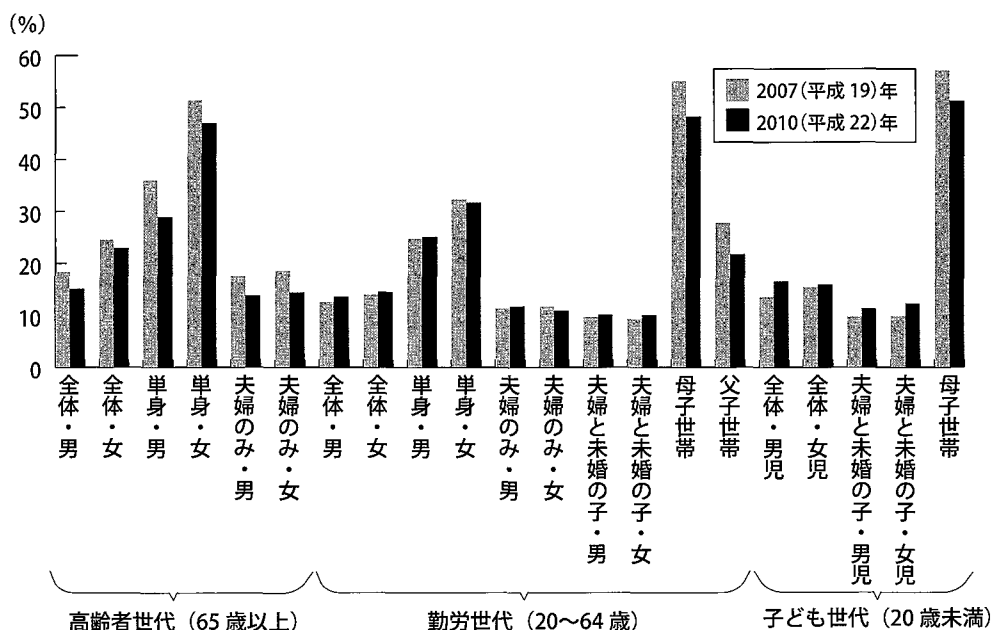
先進国に共通する「貧困の女性化」

貧困化する女性の増加という社会現象は、日本に限らず先進工業国において少なからず見られる。ただし、これらの国々では日本より早い時期にそれを経験し、議論され、社会政策化した。それゆえ、日本の若年女性の貧困化や下層化もポスト工業化社会に特有の現象と位置付け、広い視野でこの問題に立ち向かう必要がある。

アメリカの家族史・社会史の研究者であるステファニー・クーンツは『家族に何が起きているのか』で、1980年代のアメリカの若い世帯、とくにシングルマザーの経済的悪化を描き(クーンツ2003)、女性が貧困から抜け出す第一の道は結婚することではなく、男性と同様に安定した仕事を手に入れることだと主張している。

アメリカをはじめとする先進工業国で1980年代に貧困が急速に増加し、90年代にその傾向がより強まったのには4つの事情があった。①グローバル経済化に伴う競争の激化、②失業、非自発的なパートタイム労働、有期限雇用契約、一時的労働が増加するなどの労働市場の柔軟化と不安定化、③戦後の西欧型社会モデルが弱体化・崩壊し、それまでの雇用保障、所得再分配制度を維持できなくなるなど福祉国家路線の崩壊、④生活保持を国家の責任ではなく自己責任とする論調の台頭、の4点である。この時期は家族の多様化・脱制度化の時期と重なっており、貧困等の諸問題は、1人親世帯、ひとり暮らし(単身)世帯、女性が主な稼ぎ手世

図2 世代・世帯類型別相対的貧困率(2007年、2010年)



(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年、22年)を基に、男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計より作成。
 2. 相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。
 3. 平成19年調査の調査対象年は平成18年、平成22年調査の調査対象年は平成21年。

出所:「男女共同参画白書 平成26年版」。

帯、稼ぎ手のいない世帯の増加など、家族の変容と密接な関係をもって進行した。

男性稼ぎ主モデルの登場とその変容

日本は高度成長期に性役割分業を前提とした社会政策を取り、家族形成や子育てに対する支援も「家族頼み」、「大企業本位」、「男性本位」政策が、1980年代に強化された。それは、所得税の配偶者控除や、基礎年金の第3号被保険者制度の導入、遺族厚生年金の拡充などに現れている(大沢2004)。これらの制度は、女性を専業主婦または家計補助的パートタイマーの地位にとどめる効果をもった。このようなモデルが続いた背景に、豊富な男性労働力があつたと見られるが、いまや労働力不足の時代への転換点にあり、“女性の社会参加”がにわかに社会政策として踊り出た。しかし、男女間の賃金格差に加えて女性非正規雇用者が男性以上に増加し、経済的に自立できる女性は限られたままである。

その一方で、家族という側面からみるとこの10年で若年女性の状況は大きく変化している。結婚はも

はやセーフティ・ネットではなくなった。「結婚しない」「結婚しても夫の収入では暮らせない」「夫の暴力に悩んでいるが離婚できない」「子どもや親を一人で支える必要がある」などの事情を抱えた女性が増えている。ところが、自活できる経済力のある女性はずかにとどまる。世帯類型別に貧困率を比較すると、母子世帯の貧困率が際立って高い。また、勤労世代では単身の女性の貧困率が高い(図2)。

貧困化する若年女性は、貧困の連鎖のなかにある例が少なくない。しかも、出口のないスパイラルダウンに陥っている点に近年の特徴があるといわれている。したがって2015年にスタートした子どもの貧困対策は貧困な母親(および予備軍)対策と一体化する必要があるのだが、日本の社会保障制度は、年金・医療・雇用保険が中心で、女性が主な稼ぎ手となっている家族への支援は極めて弱体である。それが子どもの貧困とつながっている。

女性の貧困と社会政策

一般的に、先進工業国のなかでも市場経済を重視する国の子どもの貧困率は、北欧諸国のように

社会保障による所得再分配を重視する国々より高い傾向が見られる。それはアメリカとイギリスに顕著であるが、日本はこのタイプに接近している。女性の貧困化に歯止めをかけるためには、性役割分業を前提とする家族と労働市場を転換させる必要がある。また、子どもの養育・教育期にある家族に対する公的支援を強化することによって貧困の世代間連鎖に歯止めをかける必要がある。

欧米諸国と比較すると、日本には明確な家族政策がなかったが、近年の少子化対策は、日本における本格的な家族政策の様相を帯びている。しかし、中京大学の松田茂樹氏は、保育とワーク・ライフ・バランスを両輪として実施してきた従来の対策が過去20年以上出生率を回復させることができなかったことを批判的に振り返り、つぎの転換、つまりわが国の家族や若者の〈全体像〉を把握する研究とそれを踏まえた政策が必要だという。というのは、少子化対策の中心であったワーク・ライフ・バランス研究や政策は、出産・育児期に継続就業する正規雇用者同士の共働き夫婦という一部の層に重点化した分析（部分最適化）および政策提言になっていたからである。少子化という家族や若者の全体に関わる問題を解決するためには、その全体に対する分析と政策提言が必要だというのである（松田2015）。

貧困状態の女性には母子世帯の母も多い実態を踏まえて、地方自治体のひとり親世帯に対する相談窓口を強化し、就労支援ばかりでなく、子育て支援や生活支援の充実も図るという政策の方向性も示されている（社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会2013）。たしかに専門の支援員が配置されることは重要であるが、母子世帯のもつ多様で複合的な課題を解決するには、生活困窮者支援制度と一体的な運用を図ることも必要であろう。

女性の貧困問題の解決は福祉だけでは不十分で根本的解決にならない。これを補完する労働政策が必要であり、まずは非正規雇用が有する賃金や能力開発機会などの劣悪な諸条件、雇用の不安定さ、非正規から正規への道筋の見えなさなどを

解消しなければならない。また、専業主婦がいることで成立するような男性の長時間労働をまず変えなければ、女性が生むことと働くことの矛盾から解かれるはずがない。男性の働き方を変えることを最優先する必要がある。

より広範な貧困問題への対応としては、所得の再配分機能をどう高めるかも重要な点である。子どもの養育・教育費は親の責任とされ、賃金からの支払いにゆだねられた制度では、貧困な母子世帯を救済できない。国際的にみると、GDPに占める日本の公的教育支出の割合は低いため、初等・中等教育では学校教育関係費（教材、通学費、修学旅行費、部活動の費用など）の個人負担部分が重荷となる家庭が増加している。また、学校教育を補う塾や習い事が教育競争に不可欠な条件となり、それが家庭の経済力にゆだねられ、学校教育の成果に影響を及ぼしている。高等教育費の負担は、家計を圧迫する深刻な問題となり、家庭の経済事情が進学率を左右している。児童手当は未発達のまま現在に至り、2000年代の子どもの貧困化の歯止めとはならなかった。

家族政策と並んで若年女性の貧困化を阻止するうえで重要なのは、労働者に対する職業教育・訓練と就職支援などの積極的労働政策である。しかし、これも諸外国と比べ社会保障費に占める比率が小さい。とくに、若年女性に対する労働施策はより一層弱体である。若年女性の状況を理解し、人生前半期のニーズに応える社会保障制度への転換を図らなければ、労働と家庭から排除される若年女性の貧困化はさらに進むであろう（宮本2012）。■

《参考文献》

- 小杉礼子・宮本みち子（2015）『下層化する女性たち—労働と家庭からの排除と貧困』勁草書房。
大沢真理（2004）『福祉国家とジェンダー』明石書店。
クーンツ、ステファニー／岡村ひとみ訳（2003〈原著は1997年〉）『家族に何が起きているのか』筑摩書房。
松田茂樹（2015）「少子化対策における家族社会学の貢献と今後の課題」『社会学評論』Vol.1. 66, No.2。
宮本みち子（2012）『若者が無縁化する—仕事・福祉・コミュニティでつなぐ』筑摩書房。